

## 本市における「重層的支援体制」の推進について

- 1 従来の属性（分野）別の支援体制では対応が困難な地域住民の複雑化・複合化した福祉課題や支援ニーズにきめ細やかに対応するために、令和3年4月の改正社会福祉法の施行により創設された、属性（分野）を問わない相談・多様な社会参加・地域づくりに向けた福祉的支援を一体的に実施し包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」）を令和5年度から開始する。
- 2 重層事業は、各地域の支援関係機関や関係者が地域住民の福祉課題を断らずに受け止め、地域がつながり、「一緒に・重なり・協働する」支援体制を推進することをコンセプトに、①包括的相談支援事業、②多機関協働事業、③アウトリーチ事業、④参加支援事業、⑤地域づくり事業の5事業を実施するもので、地域が協力や連携をしながら円滑に行う必要がある。
- 3 そこで、令和5年度は、①包括的相談支援事業を充実する取組を全行政区で開始するとともに、②多機関協働事業は、保健福祉局職員が、複数の区役所や社会福祉協議会等とともに企画・実践し、効果的な仕組みを構築する。併せて、③～⑤の各事業も、これまでの実践に実績を持つ社会福祉協議会等と協力して検討を進め、既存制度の活動充実等をもとに対応策を構築していく。
- 4 令和6年度からは、令和5年度に構築した②～⑤の各事業を全行政区に展開し、①～⑤の全事業を実施する。  
(重層的支援体制構築のイメージ：別紙1、現在の京都市の支援体制：別紙2)

## 1 本市の現状と評価

各支援関係機関において福祉分野ごとに相談支援体制が体系的に整備され、地域あんしん支援員（H26.6～）、ごみ屋敷（H26.11～）、ひきこもり支援（R2.9～）等、属性（分野）を横断して制度の狭間を埋める伴走型支援体制も構築できている。このため、重層事業が求める役割や機能をすでに多くの部分で備えており、制度や支援の網の目の穴は可能な限り小さくできている。

一方で、複雑で複合的な課題を抱える世帯への支援を行う際、属性（分野）を超えた支援関係機関の連携が、支援者等の知識や経験等のインフォーマルなつながりに委ねられていることもあり、何らかの支援が必要と考える事案をキャッチしても適切な支援関係機関と協働する判断に至らない、事態が深く複雑で支援に必要な対応が判然とせず解決の糸口が見つけられない等、速やかな支援開始に繋がりにくいことがある。

## 2 重層事業の内容

①包括的相談支援事業	各支援関係機関は、相談者の属性（分野）・世代・相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め、受け止めた相談のうち、解決が困難な事案は、適切な支援関係機関と連携を図りながら支援を行うもの。
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

②多機関協働事業	重層事業にかかわる関係者の円滑な連携を進めるため、既存の支援関係機関をサポートし、包括的な相談支援体制を推進できるように支援するもの。
③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	複雑化・複合化した課題を抱えているものの、必要な支援が届いていない人に働きかけ、支援を届けるもの。
④参加支援事業	既存の社会参加に向けた事業で対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズや希望と、地域資源との間のマッチングを図り、多様な社会参加の実現を支援するもの。
⑤地域づくり事業	高齢、障害、子ども、生活困窮等の属性（分野）別にある地域づくりの事業を一体的に実施し、日頃から、地域社会からの孤立を防ぐとともに多世代の交流や多様な活躍の場を確保するための地域基盤を醸成するもの。

### 3 具体的取組予定【令和5・6年度の2箇年計画】**案**

R 5	<p><b>重層事業を実施する取組を開始</b></p> <p><b>①包括的相談支援事業の充実</b>（全行政区で開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京都市情報館に相談先情報のリンク集ページを作成、活用</li> <li>支援関係機関の連携を促進する「複合課題共通シート（仮称）」を導入</li> <li>既存のケース検討や協働する体制（会議体等）による連携強化</li> </ul> <p><b>②多機関協働事業の仕組みの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健福祉局健康長寿企画課職員が、複数の区役所・支所保健福祉センター（健康長寿推進課）に入りながら、ともに企画・実践</li> <li>個別支援の連携推進、区社協等との緊密な連携、多機関協働プランの作成、重層支援会議（※）の運営、状況把握世帯の進捗管理等の仕組みを構築し、実施マニュアルを作成</li> </ul> <p>（※）重層支援会議…支援関係機関間で協働しても支援方針や支援者が明確にできない場合、保健福祉センター長のリーダーシップの下、対応を全体判断。月1回程度の定例開催を基本に検討</p> <p><b>③アウトリーチ事業、④参加支援事業、⑤地域づくり事業の整理と対応の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③アウトリーチ事業は、地域あんしん支援員設置事業に新機能の付加を検討</li> <li>④参加支援事業は、就労支援や居場所、インフォーマルな地域資源へのつなぎ等の具体策を検討</li> <li>⑤地域づくり事業は、地域の分野間のつながりを強化する仕組み「地域福祉推進委員会」（事務局：各区社協）の活動充実と、地域にあるサービスの把握や担い手の養成、地域のネットワークづくり等に取り組む「地域支え合い活動創出コーディネーター」（各区社協に配置）を軸にした活動の更なる推進を検討</li> </ul>
R 6	<p><b>重層事業を全行政区に展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R 5に構築した内容をもとに、全行政区で①～⑤の全事業を実施</li> </ul>

# <京都市における重層的支援体制の構築イメージ（令和6年度案）>

ポイント1

別紙1

【① 包括的相談支援事業】

受け止め  
断らない



困りごと・相談



『複合課題共通シート(仮称)』を活用！

複合的な課題を抱える世帯への対応先の判断が難しい場合に支援機関が作成し共有。  
(活用しても調整できない場合、後方支援体制へ相談)

「京都市情報館」(相談先情報のリンク集ページ)の活用

つながる

ポイント4

・区地域福祉推進委員会の活動充実(地域のプラットフォーム)  
※事務局:区社協  
・地域支え合い活動創出コーディネーターを軸にした活動の推進  
※区社協に配置

【⑤ 地域づくり事業】

各分野の相談支援体制



ケース検討や協働する体制による連携強化

後方支援体制

ポイント2

支援関係機関間で対応策の調整が不可能

相談

サポート

課題の解きほぐし、支援方針や役割分担の整理

地域支援の推進窓口

個別支援の推進窓口

各区役所・支所 健康長寿推進課 地域支援担当  
●個別支援の連携推進、区社協等との連携、多機関協働プランの作成等  
●「連携支援ケースワーカー」と位置付ける職員の配置を検討  
★既存の支援者と「一緒に」動く

密に連携

各区社会福祉協議会  
●地域づくりやネットワークの相談対応、地域資源へのつなぎ、  
●統括地域福祉コーディネーター、地域福祉コーディネーター等

日頃から分野間や地域のつながりを強化!!

【② 多機関協働事業】

開催

ポイント3



『〇〇区・支所重層支援会議(仮称)』 事務局:健康長寿推進課 地域支援担当

複雑・複合的な福祉課題を抱えているが、支援が行き詰っている世帯への支援方針や支援者の対応を全体判断(支援方針の明確化や、役割分担等の丁寧な調整を行い、支援体制の再構築を行う)  
●保健福祉センター長【リーダー】、健康長寿推進課長、担当課長(統括保健師)、連携支援ケースワーカー、各関係所属、区社協、各支援機関等 コアメンバー (月1回程度の定例開催を基本に検討)

支援体制の再構築・調整

支える

一緒に、重なり、協働する

一方通行のつなぎでなく、支援関係機関と協力連携!

既存の制度だけでは対応できない場合

支援に入る段階ではない・支援に入るきっかけがない=「状況把握世帯」へ

【③ アウトリーチ事業】

地域あんしん支援員

【④ 参加支援事業】

本人の希望に応じて検討

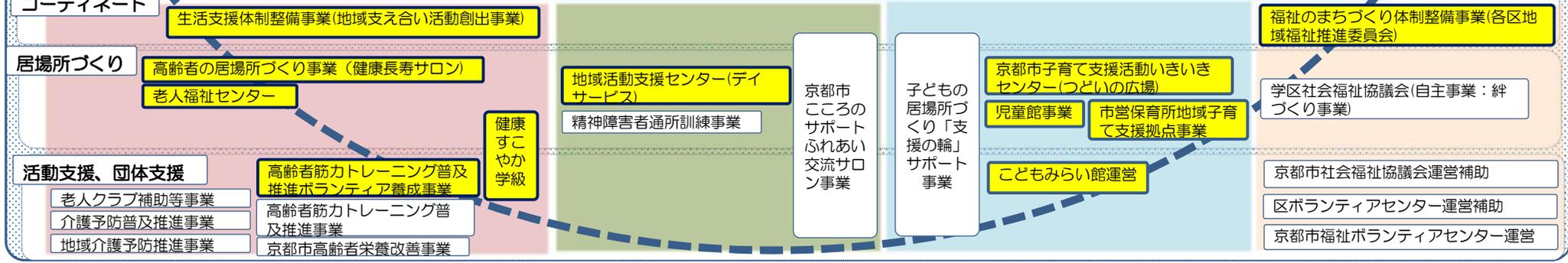
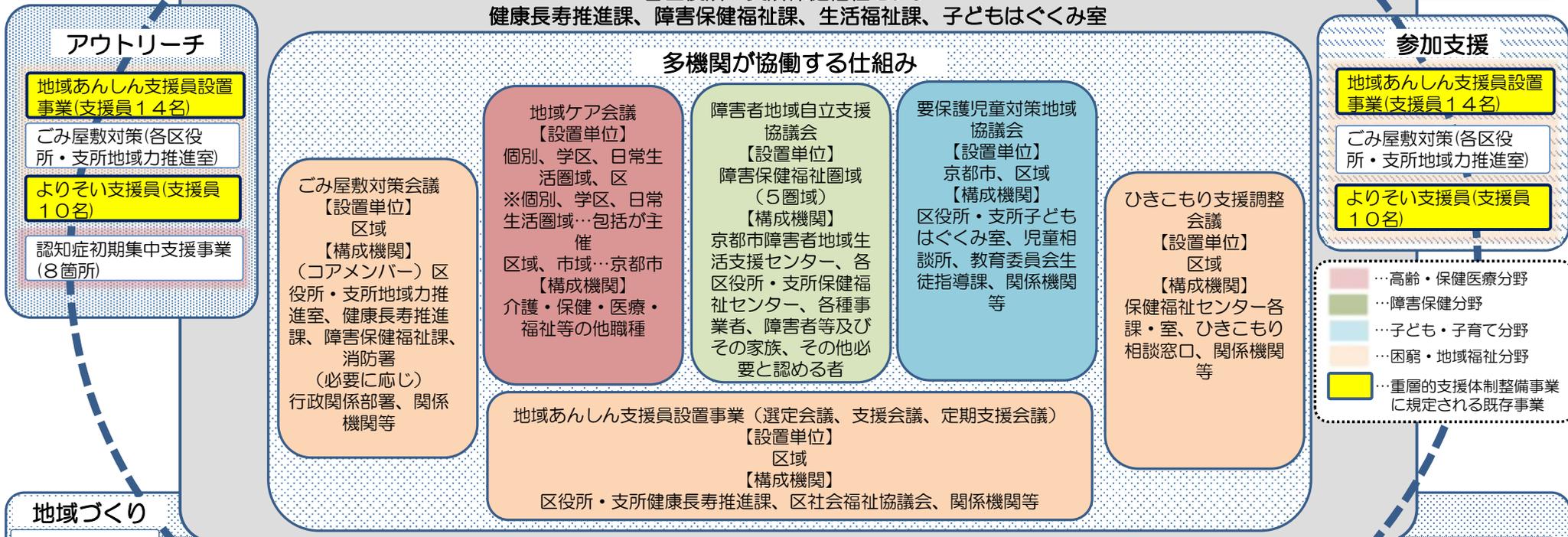
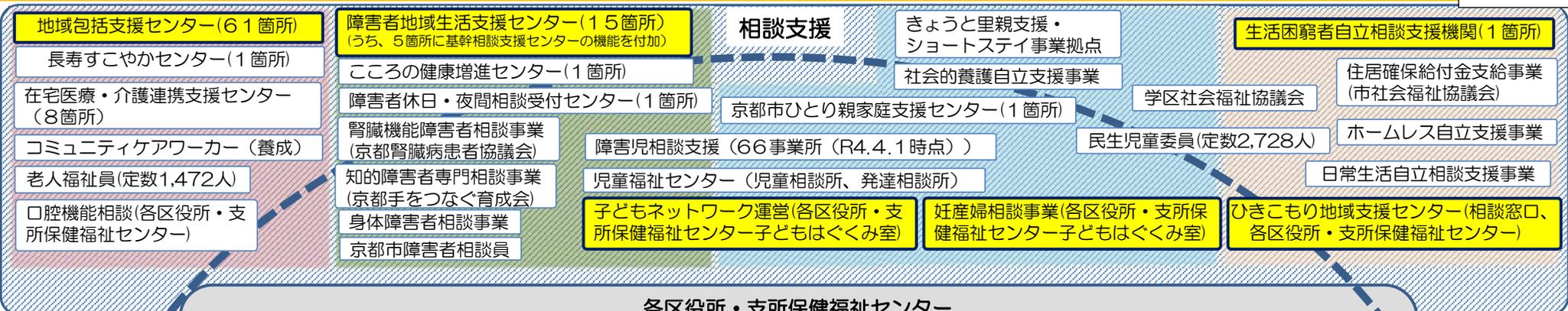
就労支援や居場所、インフォーマルな地域資源へのつなぎ等

・支援ニーズ、介入のきっかけに対応できるよう役割分担を確認。  
・連携支援ケースワーカーがリスト化し進捗を管理  
・必要に応じて重層支援会議を開催

住民に身近な圏域

区域

住民に身近な圏域



…高齢・保健医療分野

…障害保健分野

…子ども・子育て分野

…困窮・地域福祉分野

…重層的支援体制整備事業に規定される既存事業